

平成 25 年 7 月 22 日

長崎県知事

中村 法道 様

ふるさと自然の会

会長 川内野善治

## 要 望 書

平成 25 年 6 月 26 日付けでの要望書に対し、7 月 9 日付けで回答を頂きました。有り難うございました。

頂きました回答に関し、再度要望（質問）をさせていただきます。

- ( 1 ) メガソーラー建設にも県条例による環境影響評価の実施を義務付けること。
- ( 2 ) 現に利用されていない農地（牧野を含む）以外への建設を認めないこと。

再要望の根拠の詳細は下記のとおりです。

### 記

( 1 ) の回答は「太陽光発電事業につきましては、環境影響評価法及び本県の条例において、環境アセスメントの対象事業としておりません。

宇久島での太陽光発電事業計画については、ご指摘のとおりソーラーパネルが広範囲に敷設されるため、生態系や景観に影響を与えることが懸念されることから、県からも事業者に対し環境影響に配慮するよう求めたところです。

なお、本県環境影響評価条例では、30ha 以上の土地の形質の改変を伴う面積的な広がりを持つ事業については、環境アセスメントの対象としており、太陽光発電事業につきましても、これに該当する場合は対象事業となることを申し添えます。」となっています。

ソーラーパネルの設置は土地の大がかりな造成をしないものの、ソーラーパネルを設置することで、土地の形質（植生の変化や雨水の浸透能力の変化など）の改変を伴うために、環境影響評価条例の「30ha 以上の土地の形質の改変を伴う面積的な広がりを持つ事業」に当たるので、県条例による環境影響評価の実施を義務付けるべきである。

ちなみに、土地の「形質の改変」を辞書で調べると、

形質：人・物の形やありさま（大辞泉）。形やありさま。ようす（大辞林）。

改変：内容を変えて、違ったものにすること。変改。（大辞泉）。

改変：物事を改めて、もとと違った形にすること。変更。変改。（大辞林）。

以上のように説明されています。

(2)の回答「事業者の説明によると、現に農地として活用していない耕作放棄地や遊休地に建設する予定と伺っております。いずれにしましても、建設にあたっては、関係法令等を遵守する必要がありますので、県におきましても法令等に違反することがないように必要に応じ、指導してまいります。」とあります。

現に利用されていない農地(牧野)を使用すると業者は説明しているようですが、予定図を見ると現在使われている農地(牧野)が大面積で含まれています。県は業者から説明を受ける際に予定図を見ているはずですが。

説明と予定図の矛盾を県はどのように捉えていますか。

また、現に使われている牧野(共有地)の賃貸借仮契約を業者と結んでいると聞きます。事実を調査確認し、現に使われている牧野をソーラーパネルの設置場所として利用しないように規制すべきです。

再生可能エネルギーの開発は不可欠であることは十分認識しています。しかし、それを進めるためには、環境保全を着実に実行しながら進めていくことが重要です。それをないがしろにしていたのでは、先に進むことが困難な事態が起きてくるでしょう。これは風力発電ですでに学んだことではないでしょうか。

特に島という限られた範囲で、その環境の25%がソーラーパネルで覆い尽くされることは、閉鎖的な環境でバランスが保たれてきた島の自然やその周辺海域の自然に与える影響が大きいものと推測されます。その特異性からもしっかりとした環境影響評価が必須と考えます。

それから、要望書は知事宛に送っていますので、回答書には知事が確認した旨の公印を必ずお願いします。なお、前回の要望書の回答も再交付をお願いします。これが出来ない場合はその理由の説明をお願いします。

以上

8月12日までに、文書にて当会事務局宛て県の考え方を説明して頂きますようお願い致します。

なお、要望書及び回答は当会のホームページに掲載し公開することを予めお断りいたします。

ふるさと自然の会 会長 川内野善治 〒859-6405 佐世保市世知原町開作427 TEL/FAX 0956-78-2865 <a href="http://www5d.biglobe.ne.jp/~furusato/">http://www5d.biglobe.ne.jp/~furusato/</a>
--